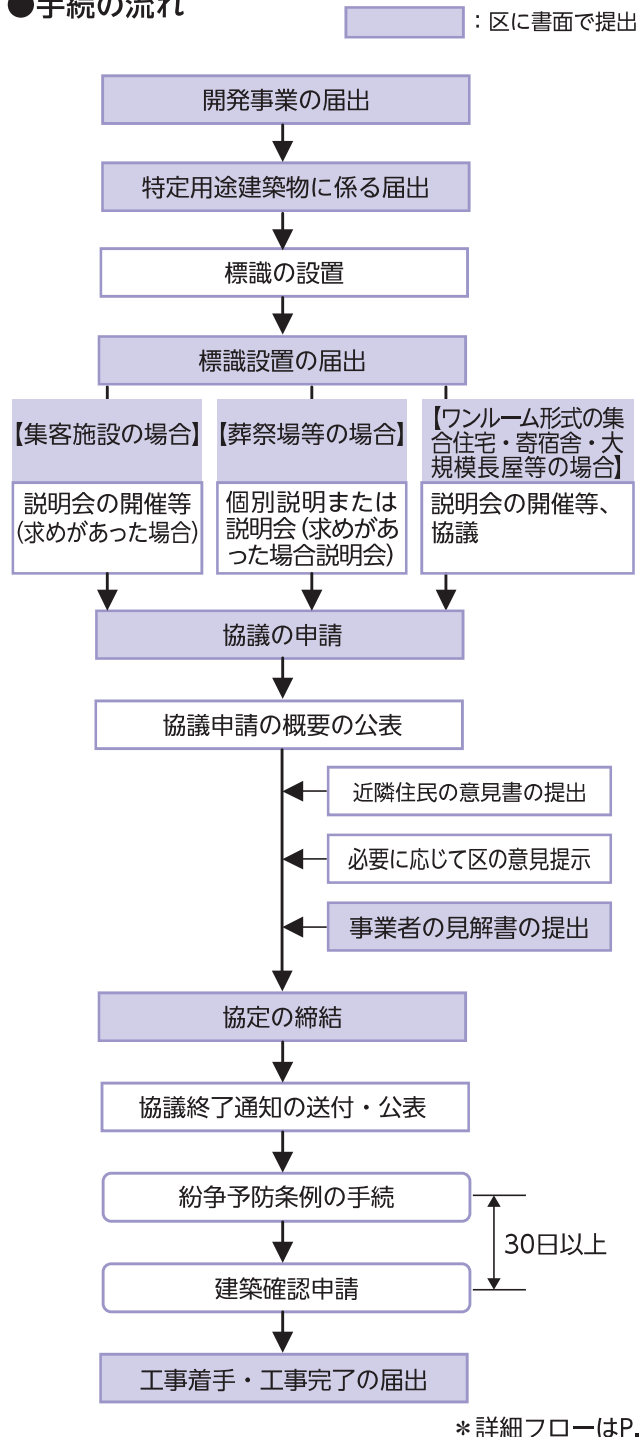


◇特定用途建築物の建築手続 (第 61 条～第 69 条)

●対象となる開発や建築

- ①床面積500～1,000㎡未満の集客施設の建築、増築、用途変更
- ②床面積1,000㎡未満の葬祭場等の建築、増築、用途変更
- ③ワンルーム形式の集合住宅（ワンルーム住戸数が15戸以上の集合住宅）の建築
- ④寄宿舍（専用床面積40㎡未満の住室が2室以上のもの）の建築
- ⑤大規模長屋等の建築

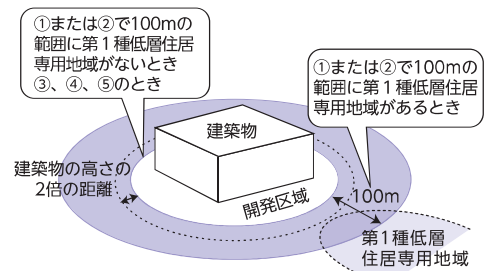
●手続の流れ



●手続の解説

- 開発事業の届出をしてください。
- 特定用途建築物に係る届出をしてください。
- 開発区域内の見やすい場所に標識を設置してください。
- 標識を設置したことを届け出てください。
- (集客施設の場合) 近隣住民から求めがあった場合、説明会等により計画や工事について説明を行ってください。
- (葬祭場等の場合) 個別訪問または説明会により近隣住民に計画や工事について説明を行ってください。ただし近隣住民から求めがあった場合は、説明会を開催してください。
- (ワンルーム形式の集合住宅、寄宿舍、大規模長屋等の場合) 説明会等により、近隣住民に計画や工事について説明を行ってください。
- 説明会を開催する場合は、近隣住民と区に通知してください。
- 協議申請において、区のまちづくり計画や開発基準等を遵守して下記書面を作成し、区へ申請のうえ、協議してください。
 - ◆ 近隣住民説明報告書（説明会等を行った場合）
 - ◆ 事業計画案の概要
 - ◆ 地域環境配慮報告書
 - ◆ 緑化計画事前協議申請書
 - ◆ その他
- 近隣住民から意見書が提出された場合は、見解書を提出してください。
- 協議が整ったときは、協定を締結してください。
- 工事に着手するときと、工事が完了したときは届出をしてください。

●近隣住民の範囲



※ 標識の設置については、集客施設が「大規模小売店舗立地法」や「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」に該当する場合、その説明会の前までに設置する必要があります。

特定用途建築物の建築手続の詳細フロー

